Ⅱ．損益外減価償却相当額		2,139,911
Ⅲ．損益外利息費用相当額		1,458
Ⅳ．損益外除売却差額相当額		23,085
Ⅴ．引当外賞与増加見積額		12,038
Ⅵ．引当外退職給付増加見積額		105,594
Ⅶ．機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	11,455	
政府出資の機会費用	394,262	405,717
Ⅷ．国立大学法人等業務実施コスト		14,812,564

㈱金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

注記事項

（重要な会計方針）

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特別経費」、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準、「運営費交付金を財源とする本学のプロジェクト事業等」の一部については、業務達成基準を採用している。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

なお、受託研究収入により購入した償却資産については、当該研究期間を耐用年数としている。

建　　物　2～50年
構　築　物　2～15年
工具器具備品　2～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員について、当該職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末において自己都合により退職した場合の要支給額を計上している。

上記以外の教職員に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しており、国又は地方公共団体からの出向職員に係るものも含まれている。

4．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

5．賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員について、当該職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上している。

上記以外の教職員に係る賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

6．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）を採用している。

7．たな卸資産の評価基準及び評価方法

医　薬　品：最終仕入原価法
診療材料：最終仕入原価法（一部移動平均法による低価法）
貯　蔵　品：最終仕入原価法

8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成24年３月末利回り0.985%で計算している。

9．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

（重要な会計方針の変更）

国立大学法人会計基準

当事業年度より「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成24年３月30日最終改訂）を適用しております。

運営費交付金を財源とする本学のプロジェクト事業等の業務達成基準による収益化の適用

従来、運営費交付金収益の計上基準については、「退職一時金に充当される運営費交付金」については費用進行基準を、「文部科学省が指定する特別教育研究経費」及び「特殊要因経費に充当される運営費交付金」については、文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準を採用し、その他については期間進行基準を採用していたが、当事業年度より「運営費交付金を財源とする本学のプロジェクト事業等」について業務達成基準を採用することに変更した。この変更は、複数年度にわたる継続実施事業、成果及び進捗状況が客観的に把握可能なプロジェクト事業等について、新たに「運営費交付金を財源とする本学のプロジェクト事業等」に対し業務達成基準を適用するための取扱いを整備したことに伴い行ったものである。この結果、従来の方法によった場合に比べ運営費交付金収益が130,000千円減少し、経常利益、当期純利益、当期総利益がそれぞれ同額減少している。